

# 第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン(案)

令和3年(2021年) 月

岩見沢市



## 目 次

### 第1章 実践プランの基本的な考え方

1.プランの経過及び趣旨 .....	2
2.プランの概要 .....	3
3.重点項目 .....	4
4.プランの体系 .....	5
5.成果指標 .....	6

### 第2章 実践プランの内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり .....	10
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 .....	20
基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり .....	35

### 第3章 実践プランの推進

1.プランの推進 .....	48
----------------	----

### 資料編

岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿 .....	52
第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定の経過 .....	53
男女共同参画年表 .....	54
男女共同参画社会基本法 .....	58
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 .....	62
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	70



# 第1章

## 実践プランの基本的な考え方

## 1. プランの経過及び趣旨

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、平成14年度に「岩見沢市男女共同参画計画」を策定し、その後、市民と行政との協働により平成19年度に計画の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定し、平成24年度に必要な見直しを行い、施策を総合的に推進してきました。

これまで、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきましたが、社会制度や慣行の中には、固定的な性別役割分担意識などが、今もなお存在しており、企業等での指導的役割や政策・方針決定等への女性の登用・参画も十分とは言えません。さらにはDV等による人権侵害が社会問題となるなど、男女共同参画社会の実現には依然として多くの課題が残されています。

こうした状況のなか、国においては、平成27年に、女性が職業生活で個性と能力を十分に発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。

また、社会情勢を発端とした生活環境の変化が、家事、子育て、介護等の家庭責任の集中や、不安定な生活による社会的孤立の増大、不安・ストレスによるDV\*などの暴力の増加・深刻化など、ジェンダー\*視点での配慮が必要な社会的弱者の増加につながる事が懸念されます。

岩見沢市においても、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、社会情勢の変化を受け、多様化する課題に対応するため、第2次プランの終了を前に新たな「いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定するものです。

このプラン策定にあたり、令和元年7月に岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会を立ち上げました。7回にわたり開催した推進委員会において、岩見沢市が抱える問題や課題、その解決に向けた取組みについてグループ討議を行い、多くの意見をいただき策定しました。

### ※ DV

ドメスティック・バイオレンスの略であり、配偶者やパートナーからの暴力のことを言います。

### ※ ジェンダー

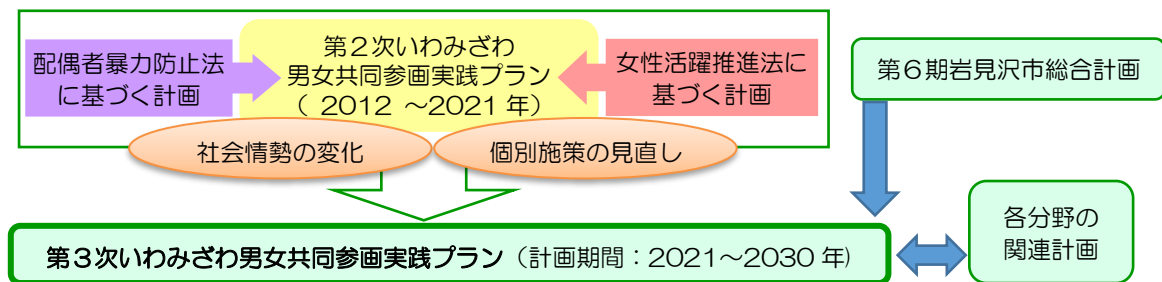
「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)とといいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

平成11年	「男女共同参画社会基本法」
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
平成14年9月	「岩見沢市男女共同参画計画」(H14~H23)
平成19年3月	「いわみざわ男女共同参画実践プラン」(H19~H23)
平成24年4月	「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(H24~R3)
平成27年8月	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」
令和3年 月	「第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン」(R3~R12)

## 2. プランの概要

### (1) プランの位置づけ

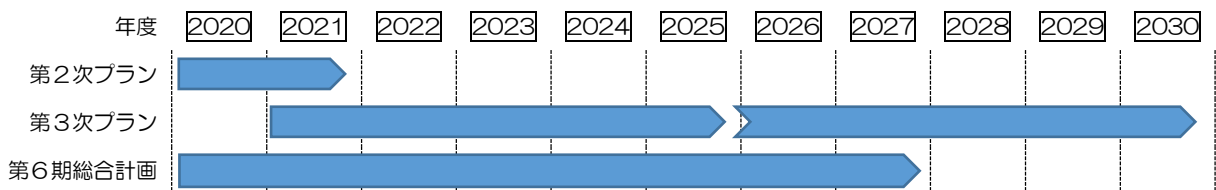
- このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する施策や事業を総合的・体系的に実施するための行動計画として策定するもので、平成24年4月に策定した「第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン」の後継計画となるものです。
- このプランの一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」に位置付けるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（配偶者暴力防止計画）に位置付けます。
- このプランは、国の第5次男女共同参画基本計画及び北海道の第3次男女平等参画基本計画の趣旨を踏まえて策定し、第6期岩見沢市総合計画及び本市の関連計画との整合を図ったプランです。



### (2) プランの期間

プランの期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

また、「施策の内容」については5年間で見直しを行います。なお、計画期間中においても国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況により見直しが必要なときは、その状況に応じて見直しを行います。



### (3) プランの基本目標

ここに示した3つの基本目標は、各分野の施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現を目指すものです。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 3. 重点項目

男女共同参画社会の実現に関する取組みは、幅広い分野に及んでいるため、全体的な推進と併せて、特に重要な課題については、的を絞って取り組んでいく必要があります。

本プランでは、これまでの取組みの進捗状況や現在の経済社会情勢を踏まえ、次の3点について重点的に取り組みます。

#### <重点項目1>男女共同参画の推進

いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議との協働により、事業者や関係機関等と連携した広報・啓発活動など、男女共同参画に対する意識の高揚や社会環境の整備に向けた総合的な取組みを進めます。

#### <重点項目2>活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

岩見沢市の主要産業の一つは農業です。その中で女性は農業従事者の約4割を占め、農業や農村社会で重要な役割を果たしています。しかし、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。農村における固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに女性の参画促進に努め、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。

#### <重点項目3>男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止と根絶に向けた広報と意識の啓発を図るとともに、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関と緊密な連携を図りながら、安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴い家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されていることから、相談支援体制の充実を図るため、多様な相談手段の確保等について検討します。

#### <重点項目4>性の尊重などの人権についての意識啓発

性の多様性や性的少数者<sup>\*</sup>への理解と尊重に努め、自分らしい生き方を自ら選択し、実現できるよう、理解の促進に努めます。

#### ※性的少数者

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的マイノリティ」「セクシャル・マイノリティ」とも言います。



#### 4. プランの体系

基本目標	基本課題	施策の方向
I 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画の推進 [重点]	1 男女共同参画の推進
		2 広報・啓発活動の積極的な展開
		3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
		2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
		3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	3 性の尊重などの人権についての意識啓発 [重点]	1 性の尊重についての意識の啓発
		2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮
	II あらゆる分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進計画】	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
2 市女性職員の登用等の促進		
3 あらゆる分野における男女共同参画の推進		
2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保
		2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援
3 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立 [重点]		1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大
		2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり
4 ワーク・ライフ・バランスの推進		1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援
		2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり		1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶 【配偶者暴力防止計画】 [重点]
	2 DV被害者への支援体制の充実	
	2 生涯を通じた心と身体の健康づくり	1 生涯を通じた健康の保持増進
		2 妊娠・出産等に関する健康支援
		3 健康を脅かす問題についての啓発
	3 誰もが安心して暮らせる環境の整備	1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備
		2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進
	4 地域社会における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進
		2 防災分野における男女共同参画の推進

## 5. 成果指標

男女共同参画の実現に向けた取組みの進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、成果指標を設定します。

### ■基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

項目	現状値	指標 (R7)	関連計画等
「男女共同参画社会」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	66.3% (R1)	80%	
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の人の割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	56.8% (R1)	60%	北海道第3次男女平等参画基本計画
男女共同参画に関する啓発事業の参加者数	891人 (R1)	1,000人	
「セクシャル・マイノリティ」の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	80.0% (R1)	90%	
性の多様性に関する啓発講座の参加者数	—	100人	

### ■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

項目	現状値	指標 (R7)	関連計画等
審議会等委員への女性の登用率	26.2% (R2.4.1)	30% (早期)、更に40%以上	国第4次男女共同参画基本計画
市職員の女性管理職の割合	9.4% (R2)	令和2年度未までに策定される次期特定事業主行動計画で確定する見込み。	岩見沢市特定事業主行動計画
民間事業所における女性課長相当職の割合 (岩見沢市労働実態調査)	— % (R2)	増加	国第4次男女共同参画基本計画
農業委員会に占める女性委員の割合	8.3% (R2)	10%	国第4次男女共同参画基本計画
①北海道農業士、②北海道指導農業士の女性の認定者数	①4人 ②4人 (R2)	①6人 ②6人	
育児休業制度がある事業所の割合 (岩見沢市労働実態調査)	75.1% (H30)	増加	
介護休業制度がある事業所の割合 (岩見沢市労働実態調査)	67.0% (H30)	増加	

■基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

項目	現状値	指標 (R7)	関連計画等
「ドメスティック・バイオレンス (DV)」 の言葉の認知度 (岩見沢市男女共同参画市民意識 調査)	72.7% (R1)	90%	北海道第3次 男女平等参画 基本計画
DV防止啓発講座の参加者数	485人 (R1)	500人	
DVを経験したときに相談しなかった割合 (岩見沢市男女共同参画市民意識調査)	28.9% (R1)	20%	
健康寿命の延伸 ①男性の健康寿命 ②女性の健康寿命	①79.56歳 ②86.07歳 (H29)	①80.65歳 ②88.73歳 (R5)	第2期岩見沢 市総合戦略
健康ひろば来場者数	14,089人 (H30)	17,000人 (R5)	第2期岩見沢 市総合戦略
町会自治会等における女性役員の割合	18.9% (R2)	20%	



## 第2章

### 実践プランの内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

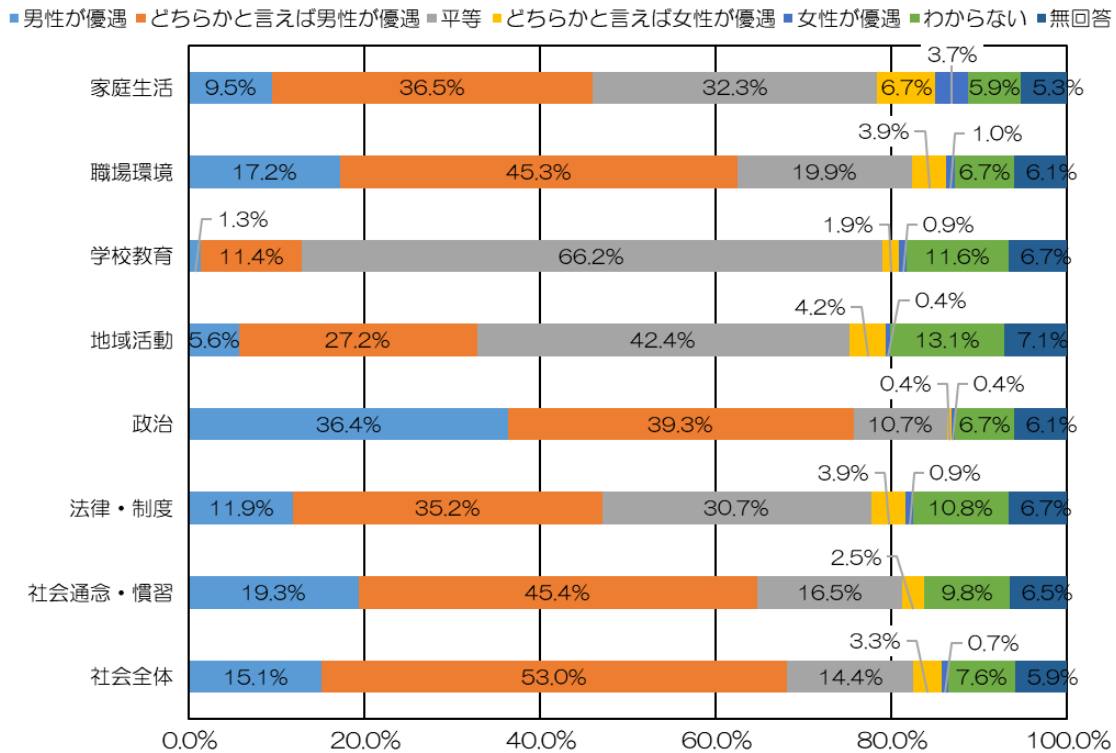
### 〈基本課題1〉 男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消と人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、市民の理解を得るための啓発活動はすべての取組みの根幹をなすものです。

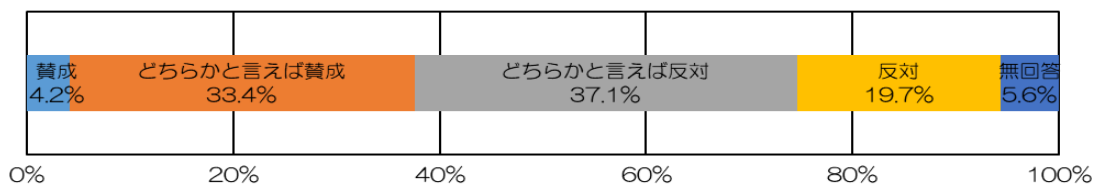
また、すべての人が自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る必要があります。

我が国の男女共同参画施策については、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動してこれを推進してきていることから、国際社会の動向の把握に努め、市民への理解を促進する必要があります。

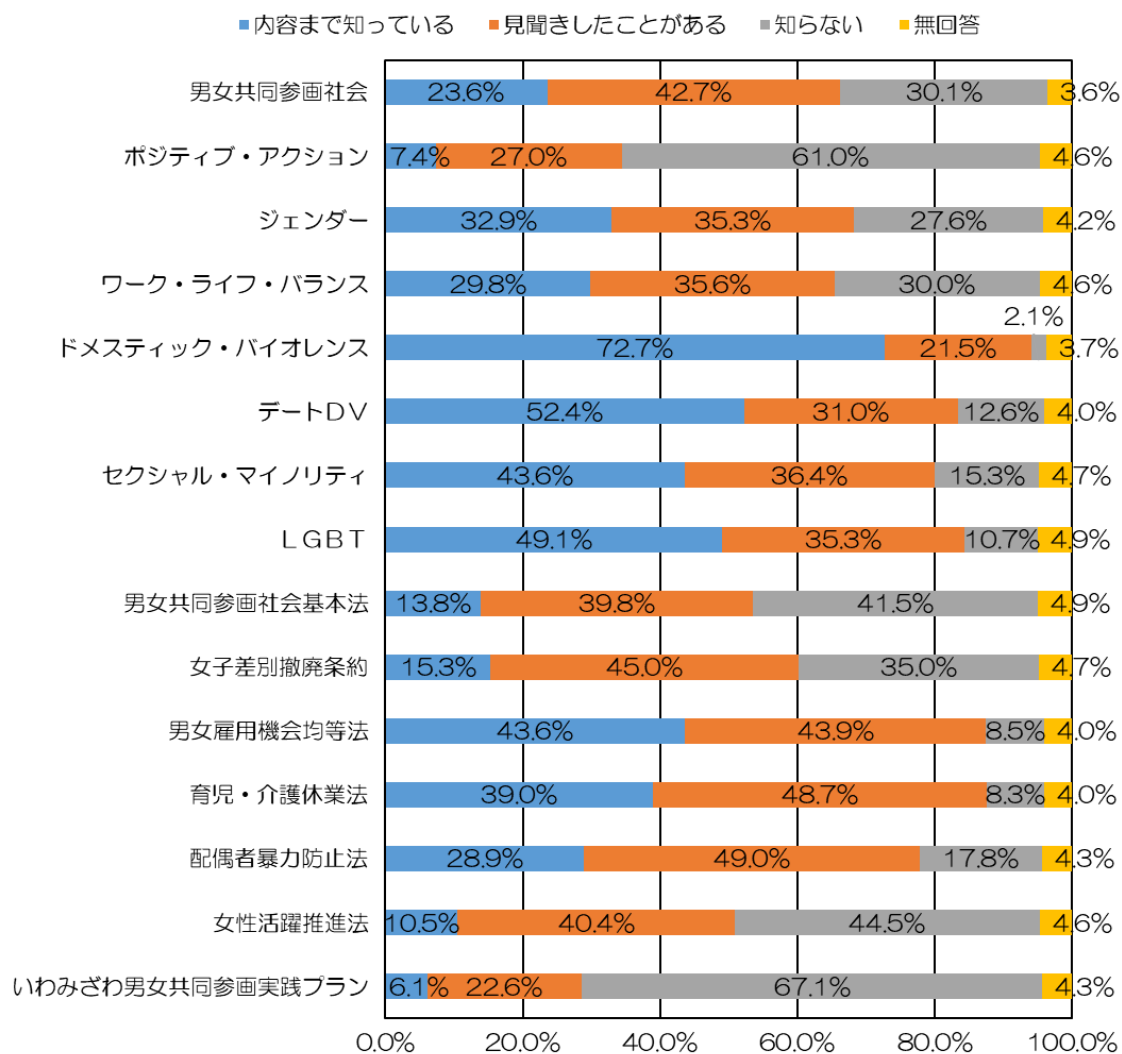
参考図表1-1 男女の地位の平等感について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



参考図表1-2 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



参考図表 1-3 男女共同参画に関する言葉の認知度（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



### 施策の方向1 男女共同参画の推進

市民・団体、企業、行政の連携と協働により男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画の理念の普及啓発 いわみざわ男女共同参画実践プランを推進し、男女共同参画の普及啓発に努めます。	総務部
②市民・団体、企業、行政の連携と協働 男女共同参画社会を目指すために必要な連携・協働の仕組みづくりに努めます。	総務部
③人材育成、活動団体の支援 人材育成を目的とする男女共同参画に関する研修会等に市民を派遣します。また、市民が主体となって行う男女共同参画に関する学習や推進活動を支援します。	総務部 教育部

主な事業	①男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 男女共同参画啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	②団体、企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 協働の仕組みづくりの検討・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	③男女共同参画に関する研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 女性団体への活動支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室、教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課）

### 施策の方向2 広報・啓発活動の積極的な展開

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開します。

施策の内容	主な担当部
①広報誌・情報誌等による広報活動の推進 市民や団体、企業等に男女共同参画の理解を深めてもらうために、広報誌や情報誌、またインターネットの活用など、様々な媒体を用いて啓発活動を行います。	総務部
②講座、講演会等による啓発活動の推進 様々な課題を取り上げた講座や講演会等を開催し、啓発活動を行います。	総務部



③男性や若者世代への広報・啓発 男性や若者世代を対象とした性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進に努めます。	総務部
④関連する法令や制度の周知 男女共同参画に関する法律や制度等の情報収集と内容の周知に努めます。	総務部
⑤国際的な取組みについての情報提供 男女共同参画をめぐる国際的な動きや諸外国の女性が置かれている現状、支援の実態などについて情報の収集・提供を行います。	総務部

<b>主な事業</b>	①男女共同参画情報誌「ア・ライク」の発行・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室) 男女共同参画に関する情報発信・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	②男女共同参画講座・講演会の開催・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	③出前講座の実施・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	④～⑤広報・ホームページによる周知・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)

### 施策の方向 3 男女共同参画に関わる諸問題の相談体制の充実

男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。

施策の内容	主な担当部
①相談体制の周知と充実 男女共同参画に関わる相談に対し、関係機関と連携し適切な対応に努めます。	総務部

<b>主な事業</b>	市民相談室の各種専門相談の周知・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	弁護士による無料法律相談・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)

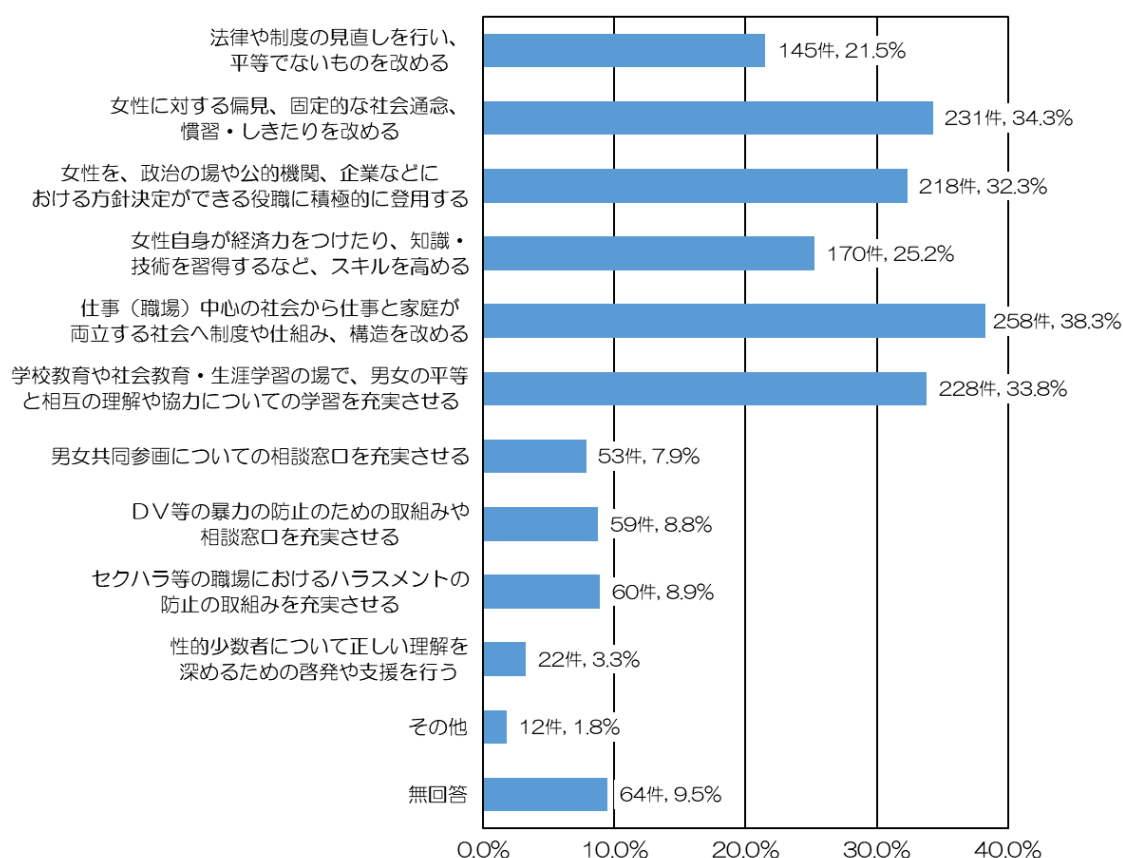
## 《基本課題2》 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画について効果的に市民の理解を促進していくためには、一人ひとりの生涯の中で、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場を通じて教育や学習の機会が提供されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要があります。また、男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメント※を促進する観点も不可欠です。

※エンパワーメント

「力をつける」という意味です。女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる場面で自己決定力を身につけ、もてる能力を発揮できるよう「力」をつけることを言います。

参考図表1-4 岩見沢市において、男女共同参画社会の実現を目指すためには、どのようなことが必要だと思いますか。（令和元年、岩見沢市男女共同参画市民意識調査より）



### 施策の方向1 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

男女平等や思いやりと自立の意識を育むことができるように、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性と能力を尊重した教育を進めます。

施策の内容	主な担当部
①人権尊重と男女平等の教育の推進 小中学校、高等学校において、児童・生徒の発達段階に応じた人権の尊重や男女の平等、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女が相互に協力することの重要性について指導の充実を図ります。	総務部 教育部
②男女共同参画の視点に立った進路指導 主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努めます。	教育部

主な事業	①小・中学生向けリーフレット等の作成・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 人権擁護委員会による出前授業・・・・・・・・・・（総務部庶務課） 道徳や特別活動における男女平等・相互理解教育の推進・・・・・・・・（教育部指導室）
	②キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育部指導室）

### 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めるとともに、家庭生活の大切さを認識することができる学習機会の提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①家庭教育の機会の提供 男女共同参画の意識を高め、性別に基づく固定的な役割分担にとられない意識が醸成されるよう、家庭教育学級、家庭教育セミナー等の学習機会の提供に努めます。	教育部
②子育てに関する学習機会の提供 子育て中の親やこれから親となる市民を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供します。	教育部

主な事業	①0歳児・2、3歳児教育学級の実施・・・（教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課） ②親になるための交流事業、ベビーマッサージ講習会の実施・・・（教育部子ども課）
------	---

**施策の方向3 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進**

男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくため、生涯にわたる学習機会の提供と社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①生涯学習機会の充実と多様なプログラムの提供 生涯にわたる市民の学習ニーズに対応する学習機会の充実と、多様なプログラムの提供に努めます。	教育部
②女性の学習機会の提供 女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における様々な活動に参画する力をつけるため、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。	総務部
③女性団体への活動支援 女性団体・グループ等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。	総務部 教育部

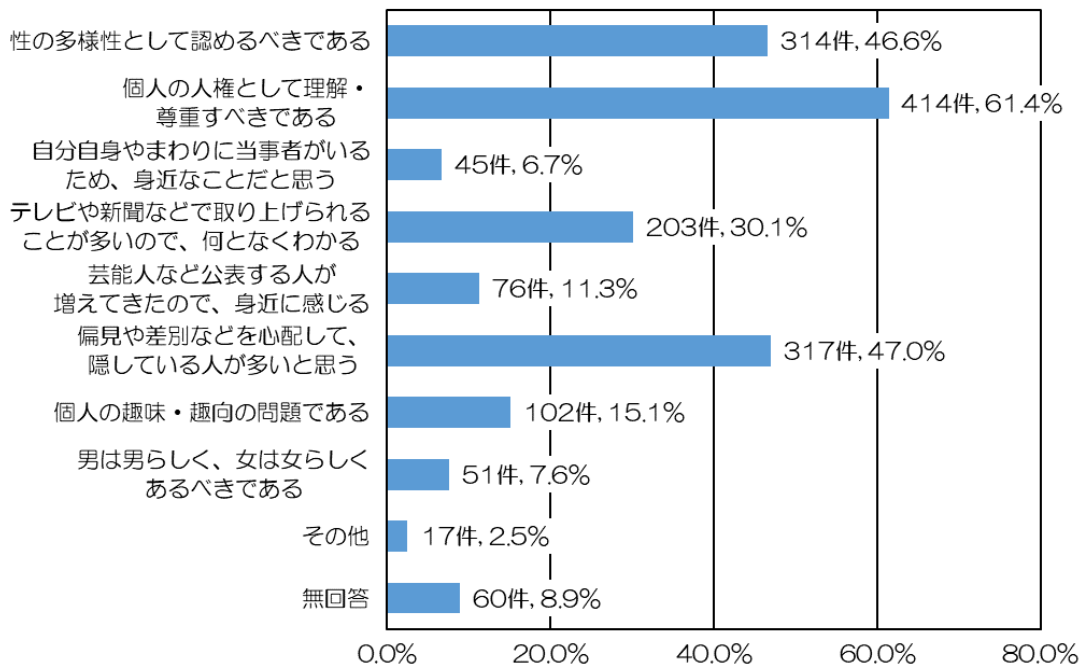
<b>主な事業</b>	①生涯学習施設等における講座の開催・・・(教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課) 出前講座の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(総務部市民連携室) ②女性のエンパワーメントのための学習機会の提供・・・・・・・・(総務部市民連携室) ③サークル活動支援、サークル育成・・・(教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課) 女性団体に対する活動支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・(総務部市民連携室、教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課)
-------------	--

### 《基本課題3》 性の尊重などの人権についての意識啓発

性の尊重については、性に関し正しい知識を身につけ、理解することが重要です。情報の中には、固定的な性別役割分担意識をイメージするものや、女性や子どもを専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現が女性や子どもに対する人権侵害となるものもあり、これらは男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

青少年やそのような表現に接することを望まない人の権利を守るため、人権に配慮した表現、情報発信についての自主的な取組みを行うよう働きかけるとともに、このようなメディアを取り巻く状況に対応するため、様々な情報を主体的に収集・判断し、適切に発信することができるよう、メディア・リテラシー\*の向上の取組みが必要です。

参考図表1-5 あなたは、セクシャル・マイノリティ\*について、どのような考えやイメージをお持ちですか。  
(岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年)



※ メディア・リテラシー

メディア（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなど）の情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

※ セクシャル・マイノリティ

同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことを言い、「性的少数者」「性的マイノリティ」とも言います。

**施策の方向1 性の尊重についての意識の啓発**

性の尊重や性の多様性などをはじめ、性に関して適切な意思決定や行動選択ができるよう正しい知識を身につけ理解するための取組みを推進します。

施策の内容	主な担当部
①学校における性教育の充実 人権尊重と男女平等の精神に基づき、子どもが成長段階に応じ性に関する知識を身につけ、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実に努めます。また、学校教育に携わる教職員や関係者に対する研修機会の充実に努めます。	教育部 総務部
②性の尊重や性の多様性への理解の促進 性の尊重や性の多様性に対する理解を深めるための学習機会の提供や広報啓発に努めます。また、職場等における理解促進を図るため、団体や企業と連携し学習機会の充実に努めます。	総務部
③青少年への有害環境の浄化 青少年健全育成環境浄化モニターを中心に、性や暴力等に関する過激な情報に関し、危険箇所の調査を行い排除に努めます。また、児童・生徒を犯罪等から守るための活動を推進します。	教育部

主な事業	①学校における性教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(教育部指導室) 人権擁護委員との連携によるデートDV出前講座の実施・・・(総務部市民連携室)
	②ジェンダー*、LGBT*に関する講座、講演会等の開催・・・(総務部市民連携室) 団体や企業との連携による出前講座の実施・・・・・・・・・・(総務部市民連携室)
	③青少年健全育成環境浄化モニターによる調査活動・・・・・・・・(教育部子ども課) 青少年センターだより、環境浄化モニターだよりの発行・・・・(教育部子ども課) 非行の未然防止、早期発見のための巡回補導・・・・・・・・・・(教育部子ども課)

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※ LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体のせいが一致しない人)の頭文字を組み合わせたもので、性的少数者を示す言葉として使われることもあります。

**施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った表現の配慮**

広報誌等の公的出版物の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないよう配慮するとともに、メディアからもたらされる多くの情報を市民が主体的に収集・判断等ができるよう支援します。

施策の内容	主な担当部
①市の広報・出版物等における適切な表現の配慮 市が作成する広報誌や公的出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女共同参画の視点に立ったものとなるよう配慮します。	総務部
②メディア・リテラシーの向上 コミュニティサイトやSNS*等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないように、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報を主体的に収集・判断等ができる能力の育成に努めます。	教育部

<b>主な事業</b>	①広報いわみざわなどでの分かりやすい情報発信・・・・・・・・・・(総務部秘書課) 男女共同参画の視点に立った広報誌、公的出版物等の編集・発行・・・(関係部署) 「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」(北海道発行)の周知 ・・(総務部市民連携室)
	②メディア・リテラシー教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・(教育部指導室)

※SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスを言います。

**基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】**

**《基本課題1》 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大**

女性は我が国の人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながります。

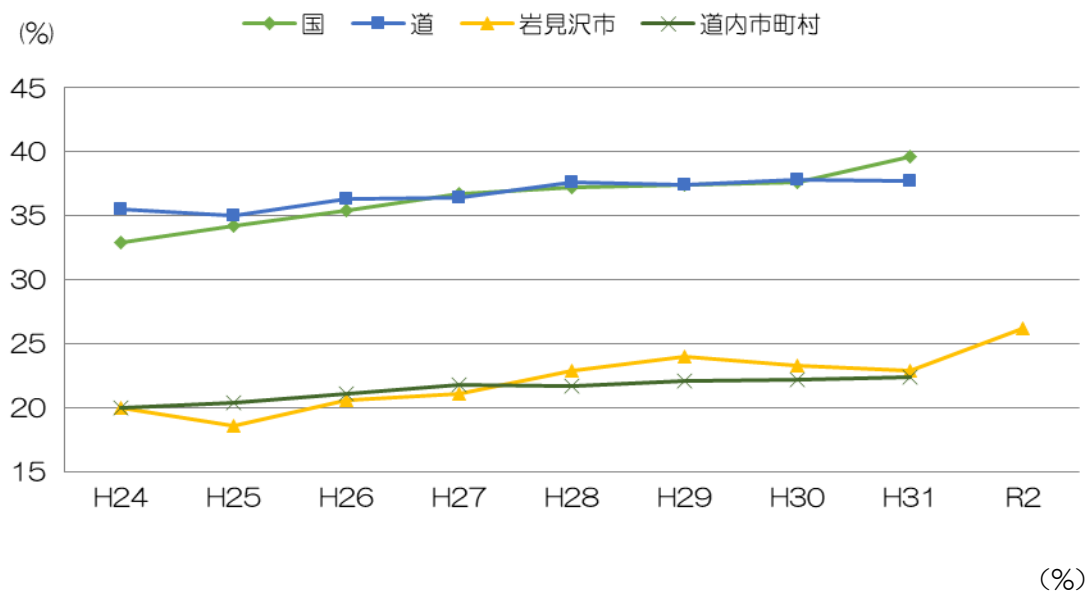
しかし、岩見沢市の審議会等委員における女性比率は26.2%（令和2年4月1日現在）となっており、市議会には女性議員がおらず、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況です。

そのため、国において設定した目標「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」を達成するため、岩見沢市においても女性の参画拡大の動きをさらに推進する必要があります。

また、将来指導的地位に成長していく女性人材を育成するため、ワーク・ライフ・バランス等の環境整備はもちろん、研修・育成を含めた幅広い支援等の取組みを進める必要があります。

これらを通じて、あらゆる分野での女性の参画拡大を進めていきます。

参考図表2-1 国・道・道内市町村の審議会等委員の女性比率の推移（各年4月1日現在）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
国	32.9	34.2	35.4	36.7	37.2	37.4	37.6	39.6	
道	35.5	35.0	36.3	36.4	37.6	37.4	37.8	37.7	
岩見沢市	20.0	18.6	20.6	21.1	22.9	24.0	23.3	22.9	26.2
道内市町村	20.0	20.4	21.1	21.8	21.7	22.1	22.2	22.4	



### 施策の方向1 審議会等委員への女性の参画の拡大

市が設置する審議会等の委員や市議会については、男女のより多様な意見を審議等に反映できるように、政策・方針決定過程へ女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

施策の内容	主な担当部
①審議会等委員への女性の積極的な登用 男女の多様な意見を市政に反映させるため、審議会等委員への女性の積極的な登用を図るとともに、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。また、公募を行うなど、登用の道筋を広めます。	関係各部
②人材情報の収集 市の審議会への登用を促進するために、地域や団体等で活躍する女性の人材の情報収集に努めます。	総務部
③政治分野における女性の参画促進 女性や若者が政治に関心を持てるように広報啓発に努めるほか、誰もが政治に参画しやすい環境づくりに努めます。	総務部 議会事務局 選挙管理委員会 事務局

<b>主な事業</b>	①各種審議会・委員会等の運営、公募制導入の検討・・・・・・・・・・（関係各課） ②女性の人材の情報収集、育成・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） ③政策・方針決定過程への女性の参画促進・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 政治に参画しやすい環境づくり・・・・・・・・・・（議会事務局、選挙管理委員会事務局）
-------------	--

### 施策の方向2 市女性職員の登用等の促進

女性職員の登用等については、職員の自己啓発や研修等を通じて積極的な人材育成に努めます。

施策の内容	主な担当部
①市職員の女性の登用等の促進 男女の性別に関係なく、職務に対する能力や意欲による管理職への登用に努め、行政における女性の参画を促進します。	総務部
②職員研修の実施 女性職員を対象とする研修や派遣研修の受講を積極的に奨励し、職務に必要な能力を高める学習機会の提供に努めます。 また、係長級・課長級の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行います。	総務部

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

主な事業	岩見沢市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部職員課）
------	---

施策の方向3 あらゆる分野における男女共同参画の推進

企業や団体等あらゆる分野における女性の参画促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①企業や団体等における女性の参画促進 女性の能力発揮が企業や団体等の活性化に必要であるという意識の醸成を図り、方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、関係機関と連携を図り情報の収集と提供を行い啓発に努めます。	総務部 経済部

主な事業	他機関からの情報収集、提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 企業や団体との連携による出前講座、女性リーダー養成講座の実施の検討 ・・（総務部市民連携室） 労働実態調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課）
------	---

## 《基本課題2》 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティ<sup>※</sup>の推進につながり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

しかしながら、岩見沢市においても、女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブ問題は、近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきていますがいまだ解消されておらず、子育てや介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は多いため、大きな損失となっています。

そのため、女性も男性も働きたい人全てが仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスやパートナーである男性の子育て・介護等への参画等の拡大が課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症などが流行するような非常時には、女性がより職を失いやすくなる懸念があり、こうした状況について注視することが必要ですが、感染症の拡大が契機となり、テレワーク<sup>※</sup>の導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性ももたらされています。

加えて、性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント<sup>※</sup>、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやマタニティ・ハラスメント<sup>※</sup>等の根絶、男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保も不可欠です。

### ※ ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会と言います。

### ※ テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語であり、遠隔勤務、転じて在宅勤務などの意味もあります。

### ※ セクシュアル・ハラスメント

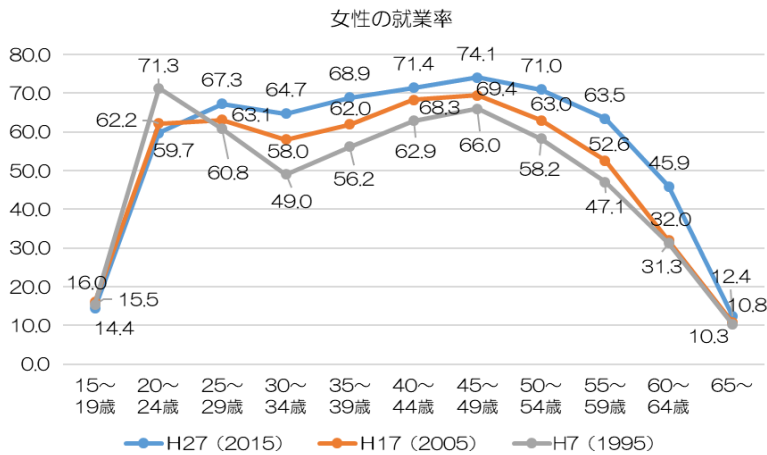
性的嫌がらせのことを言い、相手の意に反する性的言動によって、働く上で不利益を被ったり、性的な言動によって就業環境が妨げられることを言います。

### ※ マタニティ・ハラスメント

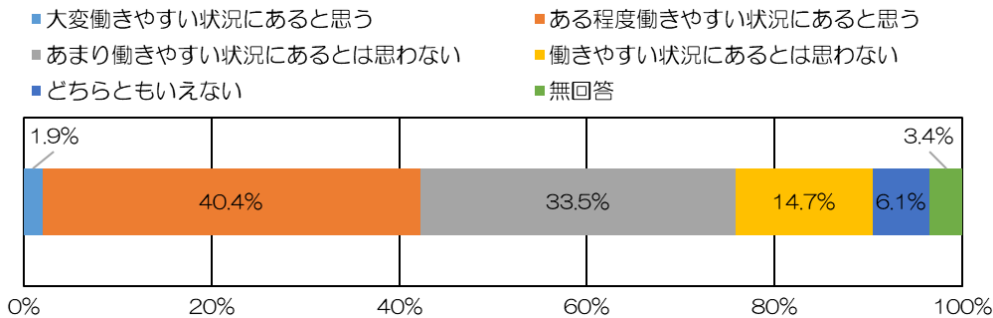
妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的ないやがらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを言います。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

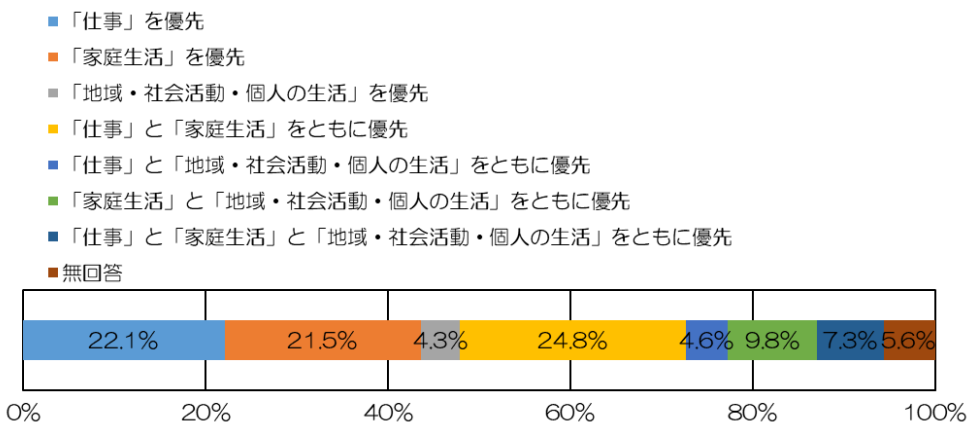
参考図表2-2 岩見沢市における女性の就業率（国勢調査）



参考図表2-3 現在の社会は女性が働きやすい環境にあると思いますか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



参考図表2-4 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・社会活動・個人の生活」の優先度についてお聞きします。あなたの現状に最も近いものはどれですか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



※「仕事」…自営業主（農林漁業を含む）、家族従業者、雇用者として働いていること。正規、非正規、パート、アルバイトなどを問わない。  
 ※「家庭生活」…家族と過ごすこと、家事（食事の支度・片づけ、掃除、洗濯、買い物など）、育児、介護、看護など。  
 ※「地域・社会活動・個人の生活」…地域・社会活動（町会活動、PTA活動、ボランティア活動、社会参加活動、交際、付き合いなど）、学習、研究（学業も含む）、趣味、娯楽、スポーツなど。

**施策の方向 1 職場における男女の均等な機会と待遇の確保**

男女雇用機会均等法に基づく男女の均等な機会と待遇の確保が図られるよう、企業に対する意識啓発を推進します。

施策の内容	主な担当部
①男女雇用機会均等法の周知 企業における募集・採用・配置・昇進などにおいて、女性に対する差別を禁止した男女雇用機会均等法の周知啓発に努めます。	経済部
②企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及促進 ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成を図り、普及促進に努めます。また、ワーク・ライフ・バランス推進に企業が取り組みやすくなるよう認証制度等の導入について検討します。	経済部 総務部
③セクシュアル・ハラスメント等の防止の啓発と相談窓口の周知 セクシュアル・ハラスメント等の防止について意識啓発を進めるとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	経済部 総務部
④育児・介護休業法等の就労に関する制度の情報提供 育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働基準法等関係法令、制度の周知を含めた労働関係の情報提供を行います。	経済部
⑤女性の就労に関する相談窓口の周知 職場における男女差別など男女雇用機会均等法に基づく労働者と事業主の間の紛争解決のための援助など制度の周知や、働く女性が抱える様々な問題や悩みに関する相談窓口の周知に努めます。	経済部

主な事業	①経済施策情報提供サービスの拡充・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課）
	①～⑤広報、ホームページなどによる周知・（総務部市民連携室、経済部商工労政課）
	②ワーク・ライフ・バランス取組み事例の紹介・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度等導入の検討・・（総務部市民連携室）

**施策の方向2 多様な就労ニーズに対応した女性の就業・起業支援**

男女が多様で柔軟な働き方ができるよう、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。

施策の内容	主な担当部
①就職・再就職に向けた支援 育児・介護等を理由に仕事を離れていた女性の再就職を支援するため、関係機関と連携を図りながら適切な情報提供に努めます。	経済部
②多様な働き方を可能にする取組みと情報提供 男女が多様で柔軟な働き方を選択できるよう関係機関と連携を図り、様々な労働形態や制度に関する情報を提供します。	経済部 企画財政部
③女性起業家に対する支援 起業を目指す女性に対し、起業に関する知識や手法についての情報提供、相談、学習機会を提供するとともに、経営についての助言等支援の充実を図ります。	商工労政課

主な事業	①関係機関との連携による支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課）
	②在宅型就業研修の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（企画財政部企業立地情報化推進室）
	③創業支援のワンストップ窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課）
	創業塾、創業支援補助金制度の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・（経済部商工労政課）

### 〈基本課題3〉 活力ある農村の実現に向けた男女共同参画の確立

農村においては、6次産業化<sup>\*</sup>の進展に伴い、女性の役割の重要性がますます高まっていますが、農業経営における女性の参画状況はいまだ十分ではありません。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定<sup>\*</sup>の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上を図る必要があります。

併せて、ICT<sup>\*</sup>の利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備や就業支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農村におけるワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、過疎化、少子・高齢化の進展など農村を取り巻く状況の変化に的確に対応し、男女共同参画の視点に立った総合的な施策を推進する必要があります。

参考図表2-5 岩見沢市の農業従事者の男女比（岩見沢市農務課調べ、令和2年）

	男性	女性	合計	女性の割合
農業者数	1,366人	1,035人	2,401人	43.1%
経営体の代表者	826経営体	49経営体	875経営体	5.6%
農業委員会委員	33人	3人	36人	8.3%
北海道農業士 <sup>*</sup>	17人	4人	21人	19.0%
北海道指導農業士 <sup>*</sup>	22人	4人	26人	15.4%

#### ※6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

#### ※家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

#### ※ICT

情報通信技術、Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットに関連する技術の総称です。

#### ※北海道農業士

地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的に活躍される農業者の方を「北海道農業士」として北海道が認定しています。

#### ※北海道指導農業士

就農希望者に対して、農業経営や農家生活についての知識や技術の習得に向けて研修を行い、新たな農業者の育成・確保に尽力されている方々を「北海道指導農業士」として北海道が認定しています。

### 施策の方向1 意識改革と方針決定過程への女性の参画の拡大

農村における男女の固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直すとともに、農村女性の社会参画の促進と、政策・方針決定過程への参画の拡大に努めます。

施策の内容	主な担当部
①農村女性の地位向上に向けた機運の醸成 農業協同組合等の関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的機運の醸成を図ります。	農政部
②方針決定過程への女性の参画の拡大 農業委員会等における女性の登用促進に向けた普及啓発等を推進します。	農政部 農業委員会
③女性への研修の実施 女性が農業経営に参画する上で必要な知識や技術等の習得に向けた研修等の実施に努めます。また女性指導農業士、女性農業士など農村の女性リーダーの育成に努めます。	農政部

主な事業	①農業協同組合等との連携による周知啓発・・・・・・・・・・（農政部農務課）
	②農業委員会の女性の登用促進・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）
	③女性向け農業講座の開催・・・・・・・・・・（農政部農務課）

### 施策の方向2 女性の経済的地位の向上と働きやすい環境づくり

農業や農村社会で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確にするとともに、農業経営や起業活動、地域社会への女性の参画のための働きやすい環境づくりを進めます。

施策の内容	主な担当部
①女性農業者の経営参画の促進 女性の参画を促進するためには、家族の相互理解に基づく経営方針や役割分担の明確化が重要であることから、家族経営協定の締結や法人化を推進するための情報提供を行います。	農政部
②女性や若年層への農業者年金制度の加入促進 男女が等しく老後の生活を確保することができるよう、女性農業者や若い農業者の農業者年金制度への加入を促進するなど、各種社会保障制度の普及・定着を図ります。	農業委員会



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

<p>③農産加工品製造・販売の取組みへの支援 女性の視点を活かした農産加工品の製造・販売を進めるため、情報の提供や講習会などの取組みを推進します。</p>	<p>農政部</p>
<p>④スマート農業の普及促進 ICTの利活用による農作業の効率化・省力化をはじめとする誰もが働きやすい作業環境の整備に努めます。</p>	<p>農政部</p>

<p>主な事業</p>	<p>①農業協同組合等との連携による啓発・・・・・・・・・・（農政部農務課）                  ②農業者年金制度の周知・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）                  ③農産加工品製造施設の整備・・・・・・・・・・（農政部農務課）                  ④ICT農業普及促進事業・・・・・・・・・・（農政部農務課）</p>
-------------	--

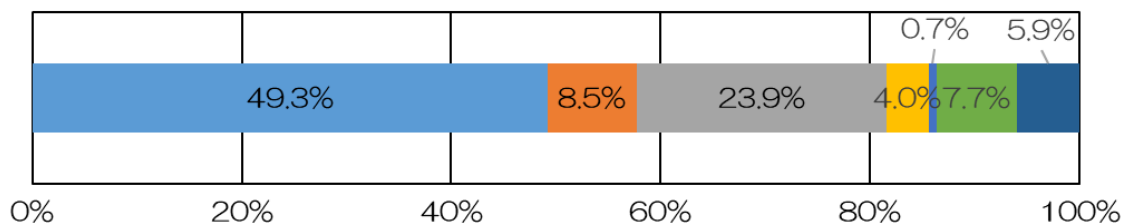
## 《基本課題4》 ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の子育て・介護等への参画等の実現が喫緊の課題となっています。

しかしながら、長時間労働や男性中心の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いていることに加え、子育て・介護等の家庭責任の多くを女性が担っている現状にあるため、パートナーである男性の子育て・介護等への参画の推進が一層求められています。また、男性が育児休業等の取得等により子育てを担い、その後も育児を積極的に行うことは、育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントの在り方を見直す契機ともなり、男女が共に暮らしやすい社会づくりに不可欠です。

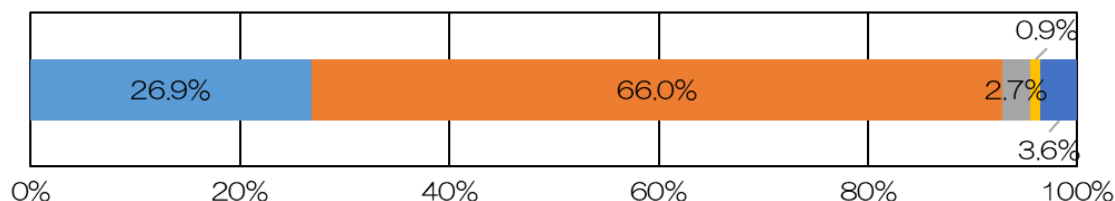
参考図表2-6 女性が職業をもつことについてどう思いますか。(岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年)

- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
- 子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい
- 結婚するまでは職業をもつ方がよい
- 女性は職業をもたない方がよい
- その他
- 無回答



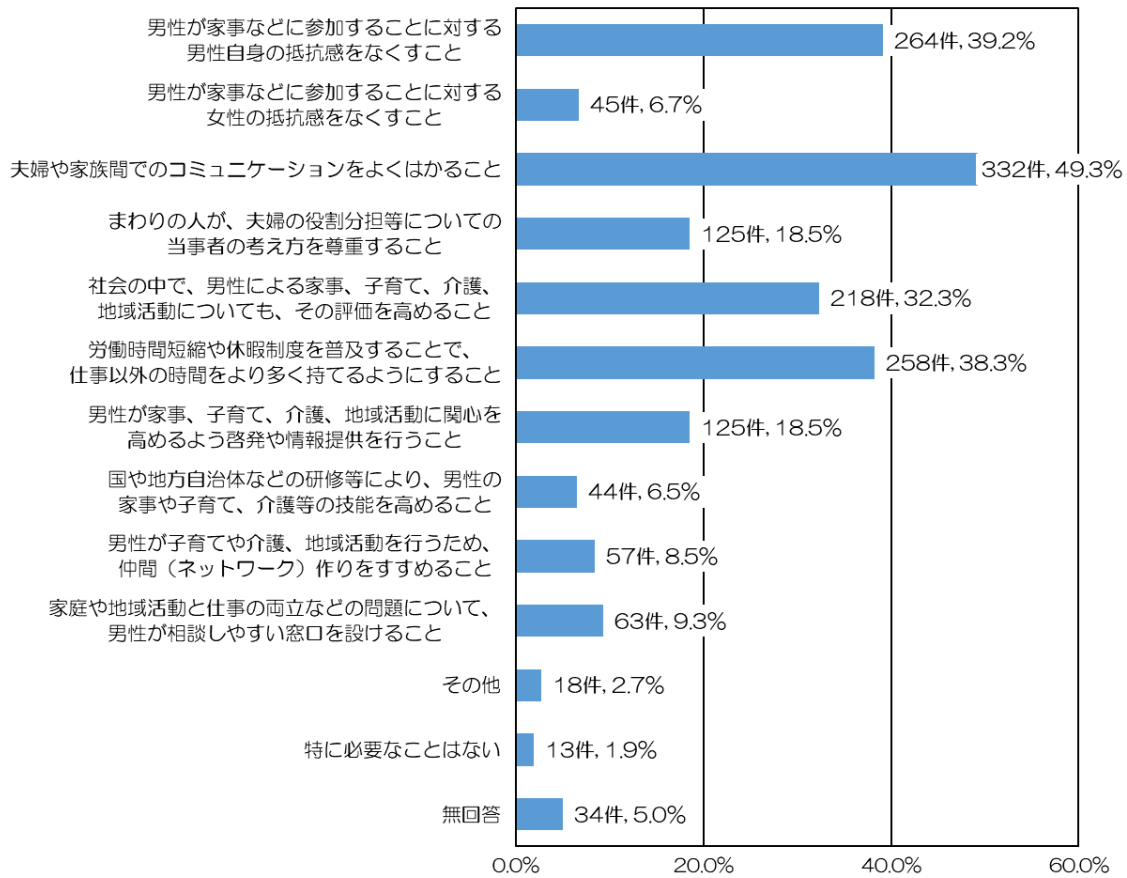
参考図表2-7 男性が育児・介護休業制度を利用することについて、どう思いますか。(岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年)

- 男性も育児・介護休業を積極的に取るべきである
- 男性も育児・介護休業を取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う
- 育児・介護は女性がするべきであり、男性が休業制度を利用する必要はない
- その他
- 無回答



基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

参考図表2-8 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで) (岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年)



**施策の方向 1 家庭生活の男女共同参画の推進と他の活動との両立支援**

性別にかかわらず多様なライフスタイルを選択し、家庭や仕事、地域社会などあらゆる活動が両立できる環境整備に努めます。

施策の内容	主な担当部
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進 家庭における男女の固定的な性別役割分担意識を是正し仕事と生活の調和が図れるよう職場優先の意識を変え、男性も含めた働き方の見直しや家庭生活への参画を促進するための啓発に努めます。	経済部 総務部
②仕事と育児・介護の両立のための情報提供等の充実 育児・介護をしながら働き続けられるよう仕事と育児・介護の両立のための制度等の情報提供に努めます。	教育部 健康福祉部 経済部
③出産、育児に関する参加型教室の開催 これから子育てをする親に対し、夫婦参加型教室の開催など妊娠から育児までを学ぶ機会の充実を図ります。	健康福祉部
④男性の育児参加促進 父親と子どものコミュニケーションを深める場を提供するなど男性の育児に関する学習機会の充実を図ります。	教育部
⑤市職員の男性の育児休業取得率向上の推進 市職員の男性の育児休業等の取得促進に向け、働き方の見直しや各制度について情報提供に努めます。	総務部

<b>主な事業</b>	①～②男女共同参画情報誌「ア・ライク」などによる情報提供・(総務部市民連携室) 男性の家事・育児参画への意識改革・・・・・・・・・・・・・・・・(総務部市民連携室) ③母親学級、ペア学級(夫による妊婦体験)の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・(健康福祉部健康づくり推進課) ④コミュニケーション広場「パパといっしょ」の実施・・・・・・・・(教育部子ども課) ⑤岩見沢市特定事業主行動計画・・・・・・・・・・・・・・・・(総務部職員課)
-------------	--

**施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実**

仕事と子育ての両立にともなう負担感や子育ての負担感を和らげ、誰もが安心して子育てができるよう、多様なニーズに対応した保育サービスや相談・支援体制の充実に努めます。

また、サービス等の利用をためらうことがないよう、利用促進の啓発に努めます。

施策の内容	主な担当部
①保育サービスの充実 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、子育て家庭が必要な時に利用できる保育サービスの充実に努めます。	教育部
②放課後児童対策の充実 市内の児童館や学校の余裕教室等を活用し、放課後、保護者がいない小学生に対する放課後児童（留守家庭児童）対策の充実に努めます。	教育部
③地域における子育て支援体制の充実 子育て総合支援センターを中心に地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子どもの発達や育児についての相談体制の充実に努めます。また、子育て中の親子が集まり、気軽に仲間作りができる場の充実に努めます。	教育部
④障がいのある子どもに関する相談・支援体制の充実 障がいのある子どもやその家族に対して、相談や指導の支援体制の充実に努めます。	教育部
⑤ひとり親家庭の支援 ひとり親家庭からの生活・養育相談に対応するために、専門相談員による助言・指導を行うなど相談体制の充実に努めるとともに、必要な生活支援等を講じていきます。	健康福祉部
⑥児童虐待に関する支援 子育て総合支援センターを中心とした関係機関との連携（チャイルドホットライン）により、児童虐待の防止と解決に向けた実態の把握に努め、虐待の早期発見、早期対応など、被害児童の保護対策や通報体制の充実に努めます。	教育部
⑦介護に対する相談支援体制の充実 介護サービスに関する情報提供を行うとともに、介護に対する不安や悩みの相談支援体制の充実に努めます。	健康福祉部

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

<p>主 な 事 業</p>	<p>①延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育の実施                  . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>②放課後児童クラブ、延長保育、おはようキッズ事業の実施 . . . (教育部子ども課)</p> <p>③親子ひろば、常設型親子ひろば「ひなたっ子」の実施 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業の実施 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>子育て短期支援事業の実施 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>産前産後ヘルパー事業の実施 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>④子ども発達支援センターの運営 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>⑤母子・父子自立支援員の配置 . . . . . (健康福祉部福祉課)</p> <p>母子家庭等自立支援給付金 . . . . . (健康福祉部福祉課)</p> <p>ひとり親家庭児童就学援助金 . . . . . (健康福祉部福祉課)</p> <p>⑥岩見沢市要保護児童対策地域協議会運営 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>特別育児支援ヘルパー事業の実施 . . . . . (教育部子ども課)</p> <p>乳児全戸訪問事業 . . . . . (健康福祉部健康づくり推進課)</p> <p>⑦地域包括支援センターの運営 . . . . . (健康福祉部高齢介護課)</p>
----------------------------	---

## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 《基本課題1》 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶【配偶者暴力防止計画】

男女共同参画を阻害する暴力は、男性も女性も被害者になる可能性があります。被害者の多くは女性であり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

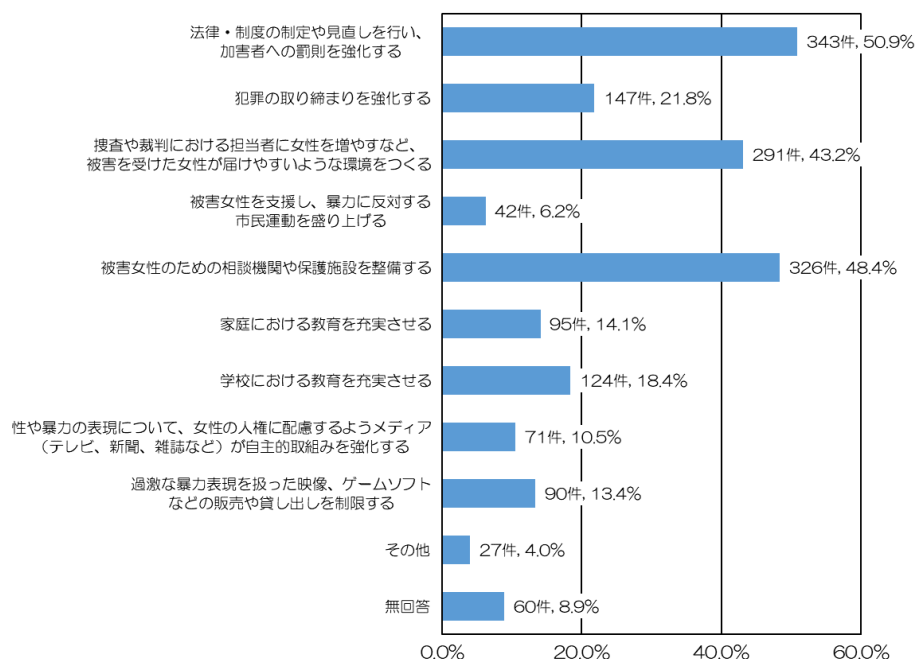
配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっています。被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠であるとともに、とりわけ、DVにおいては、被害者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念され、精神的暴力を含めDVに関する相談件数が増加したことや、SNSやメールなどの多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ、こうした非常時にも機能する相談手法も含めた相談支援体制の充実を図るとともに、家庭に居場所のない被害者等が安心できる居場所づくりを進めることが重要です。

参考図表3-1 岩見沢市のDV相談件数（岩見沢市市民連携室調べ）

	H28	H29	H30	R1
相談者数	16人	20人	14人	25人
延べ相談件数	91回	107回	88回	127回

参考図表3-2 ドメスティック・バイオレンスなどの女性に対する暴力をなくすためにはどのようにしたらよいと思いますか。（〇は3つまで）（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



### 施策の方向1 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止に向けた啓発の推進

DVやストーカー行為などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広く市民に周知し、暴力を容認しない社会の実現をめざした啓発活動の推進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①男女共同参画を阻害する暴力の防止に向けた意識啓発 DVやストーカー行為などの暴力については、重大な人権侵害であり、決して許されないものであることを広く市民に周知するため、あらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。また、暴力の当事者にならないための学習機会の充実に努めます。	総務部
②若年層に対するDV予防啓発 暴力を伴わない人間関係を築くため、若年層に対する予防啓発や学習機会の充実に努めます。	総務部

主な事業	①DV防止に関する講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	広報・ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・ (総務部市民連携室)
	②人権擁護委員との連携による出前講座の実施・・・・・・・・ (総務部市民連携室)

### 施策の方向2 DV被害者への支援体制の充実

DVは外部からの発見が難しい家庭で行われていることが多いため、被害が深刻化しやすいものです。被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するとともに、より効果的な被害者支援を進めます。

また、児童虐待とも深く関連していることから、適切な対応ができるよう関係機関との連携を強化します。

施策の内容	主な担当部
①相談支援体制の充実 相談窓口の周知に努め、被害者の状況に応じた助言や指導、自立を支援するための制度等の情報提供を行います。また、相談支援体制の充実に努めるため、専門相談員の配置を含め、SNSやメール等の活用について検討します。	総務部



②相談における二次被害の防止の徹底 市の関係部署において窓口担当者等が被害者に対応するときは、被害者に二次被害が生じることのないよう配慮に努めます。	総務部 関係各部
③関係機関と連携した被害者支援 警察、北海道などの関係機関と連携し、被害者の保護支援や避難先の確保に努めます。	総務部 関係各部

主 な 事 業	①DV防止啓発リーフレットの配布・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） 専門相談員の配置等の検討・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） ②住民基本台帳事務におけるDV等の支援措置・・・・・・・・（総務部市民サービス課） DV庁内連絡会議の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室） ③関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
------------------	---

## 《基本課題2》 生涯を通じた心と身体健康づくり

男性も女性も、お互いの身体的な特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。

特に、女性は妊娠や出産や女性特有の更年期障害を経験する可能性もあり、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

また、新型コロナウイルスなどの感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行うことが重要です。

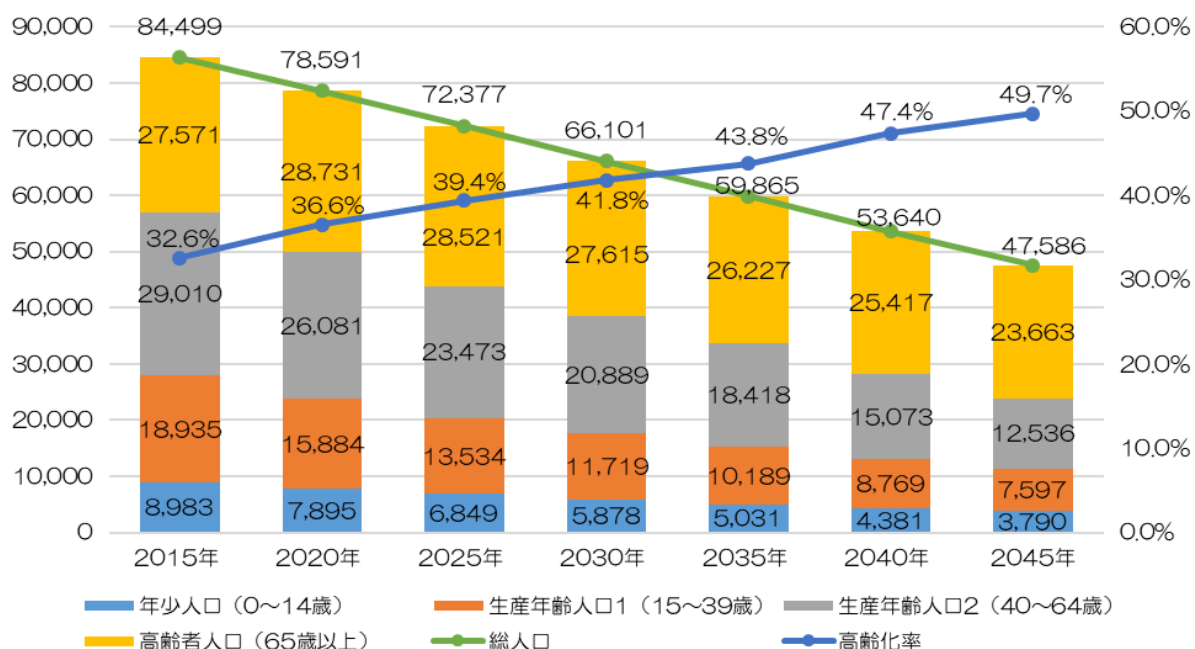
さらに、近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっています。

生涯を通じた健康づくりを支援するため、全国の自治体で初めて認定を受けた「健康経営都市宣言」の実践を通じ、市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会づくりを推進します。

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

性と生殖に関する健康と権利と訳され、妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性みずからが決定権をもつという考えのことで。

参考図表3-3 岩見沢市の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所、2018年3月推計）



**施策の方向 1 生涯を通じた健康の保持増進**

男女がそれぞれの健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育や相談体制の充実に努めます。特に女性については、ライフステージに応じた適切な健康づくりを支援します。

施策の内容	主な担当部
①生涯を通じた健康づくりの推進 市民が健康状態を自ら把握し、主体的な健康管理に取り組むことができるよう、生涯を通じた健康保持増進に関する事業を推進するとともに、心の悩みを含めた健康をめぐる様々な問題について、安心して相談できる体制づくりを推進します。	健康福祉部
②健康管理と病気の予防対策の充実 がん検診や各種健康診査を受診しやすい環境を整備するとともに、周知や勧奨による受診率の向上と予防対策や相談体制の充実に努めます。	健康福祉部
③生活習慣や食習慣の改善 保健指導の充実や積極的な情報発信によって生活習慣の改善や規則正しい食習慣の普及啓発に努めます。	健康福祉部
④リプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づく健康支援 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に配慮した女性の生涯を通じた健康支援を行います。	健康福祉部
⑤女性の健康づくり支援 妊娠・出産・更年期など、生涯を通じて大きく変化する女性のライフステージに応じた心身の健康づくりについて支援します。	健康福祉部

主な事業	①いわみざわ健康ひろば・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課） 健康教育・健康相談・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②特定健康診査・各種がん検診の実施・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	③各種健康教室の実施・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	④研修会への参加による保健師のスキル向上・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	⑤子宮がん・乳がん検診の受診勧奨・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）

**施策の方向2 妊娠・出産等に関する健康支援**

妊娠、出産は女性の健康にとって大きな節目であり、安心して子どもを産むことができるよう健康支援に努めるとともに、不妊に悩む男女が安心して相談できるよう、国の取組みなどの情報提供に努めます。

また、新型コロナウイルスなどの感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、助産師、保健師等による寄り添った支援を行います。

施策の内容	主な担当部
①妊娠・出産期における諸制度の周知と健康指導 妊娠・出産期の諸制度の周知に努め、健康診査、保健指導・相談等のサービスの充実を図ります。	健康福祉部
②妊産婦健診等母子保健事業の充実 妊産婦健診や乳幼児健診などの各種健診と保健指導の充実に努めます。	健康福祉部
③働く女性の母性保護及び母性健康管理制度の周知 母性健康管理指導事項連絡カードの活用を推進し、母性健康管理制度の周知に努めます。	健康福祉部

主な事業	①母子健康手帳の交付・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課） 来所、電話などによる相談や家庭訪問の実施・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課） 不妊・不育症治療費の助成・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	②妊産婦健康診査等の助成、乳幼児健診、健診の事後指導 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	③母性健康管理指導事項連絡カードの周知・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）

**施策の方向3 健康を脅かす問題についての啓発**

性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について意識啓発を行うとともに、情報の提供に努めます。

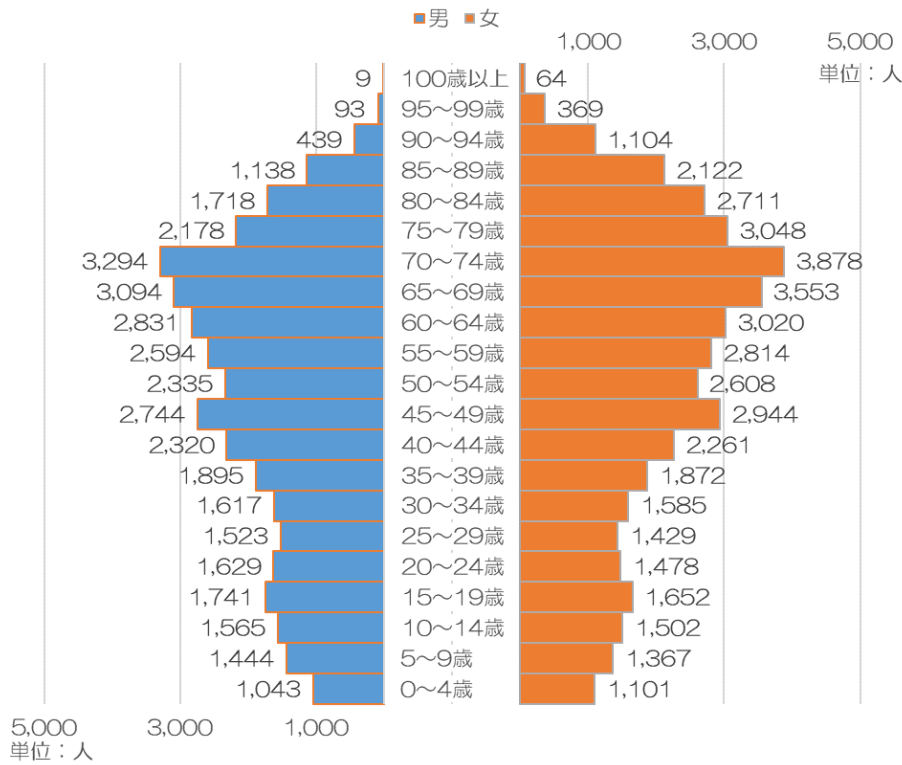
施策の内容	主な担当部
①健康教育の実施 性感染症、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用など健康に影響を及ぼす問題について啓発に努めます。	健康福祉部
②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。	教育部

<b>主な事業</b>	①広報・ホームページにおける啓発・・・・・・・・・・(健康福祉部健康づくり推進課) 各種健康教室の実施・・・・・・・・・・(健康福祉部健康づくり推進課) ②養護教諭や外部講師による防止教室・・・・・・・・・・(教育部指導室)
-------------	--

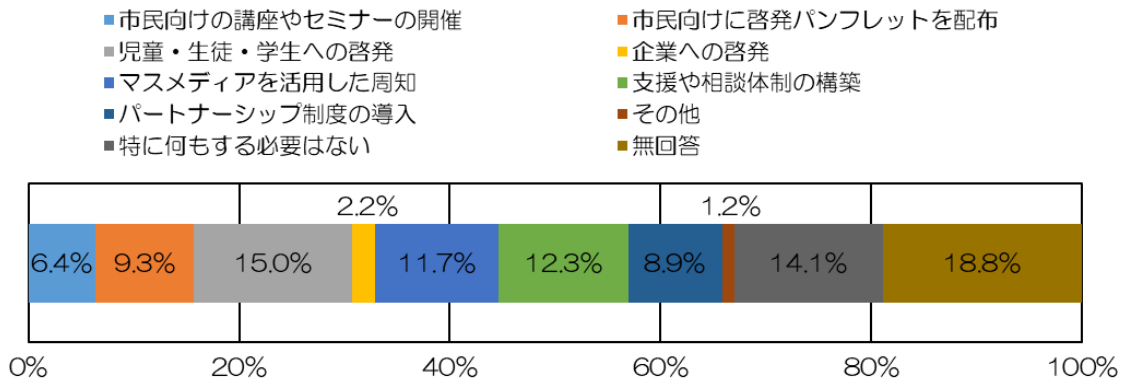
《基本課題3》 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化が進展する社会にあつて、岩見沢市も高齢化が進んでいる現状にあります。高齢者や障がい者、性的少数者等も社会を構成する一員として、生きがいをもって生活し社会参加できるよう社会的支援が必要であり、そのための環境整備を行っていく必要があります。

参考図表3-4 岩見沢市の人口ピラミッド（令和2年9月1日現在）



参考図表3-5 セクシャル・マイノリティに関して、理解を進めるためにどのようなことが最も必要だと思いますか。（岩見沢市男女共同参画市民意識調査、令和元年）



**施策の方向 1 誰もが健康で安心して暮らせる環境の整備**

高齢者や障がい者の生きがいと健康づくりを進め、自立した生活を送ることができるよう支援します。また、性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくために啓発活動を行います。

施策の内容	主な担当部
①高齢者に対する福祉の充実 高齢者が健康でいきいきとした生活を送るために、保健・医療・生きがい対策や介護予防システム施策に努め、介護サービスの整備及び質的向上を図り、介護に関する相談体制の充実を図ります。	健康福祉部
②障がい者の福祉と家族への支援 個々のニーズに応じた障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供を行います。また、相談支援や情報提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化します。	健康福祉部
③貧困など生活に困っている方への支援 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題の解決に向け、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、自立の促進を図ります。また、関係機関等とネットワークを構築し、生活困窮者の社会参加や就労の場の充実に努めます。	健康福祉部
④性的少数者に対する配慮 性的少数者であることを理由とする偏見や差別を無くしていくため、市民への啓発活動や当事者への支援を推進します。また、市職員の理解を深める取組みを実施します。	総務部

主な事業	①認知症サポーター養成講座・・・・・・・・・・（健康福祉部健康づくり推進課）
	地域包括支援センターの充実・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課）
	②自立支援給付事業・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	地域生活支援事業・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	手話通訳者の配置・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）
	③生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・（健康福祉部保護課）
	④LGBTに関する講座、講演会等の開催・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	相談窓口等の支援制度に関する検討・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）

**施策の方向 2 高齢者や障がい者等の社会参画の促進**

高齢者や障がい者等が社会を構成する一員として、充実した生活を実現できるよう社会参画の促進に努めます。

施策の内容	主な担当部
①高齢者の社会参画支援 年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進します。	経済部 健康福祉部 教育部
②障がい者の社会参加やコミュニケーションの推進 障がい者が地域で生きがいをもって自立した生活を送るために、能力を発揮し、適性や身体の状態に応じ多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。	健康福祉部

主な事業	①シルバー人材センター運営費の補助・・・・・・・・・・（経済部商工労政課） 地域老人クラブの育成・支援・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課） 高齢者のボランティアへの参画の促進・・・・・・・・・・（健康福祉部高齢介護課） ことぶき学園、長寿大学、寿大学の開催 ・・・・・・・・・・（教育部生涯学習・文化・スポーツ振興課）
	②就労継続支援事業・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課） 手話通訳者の配置・・・・・・・・・・（健康福祉部福祉課）



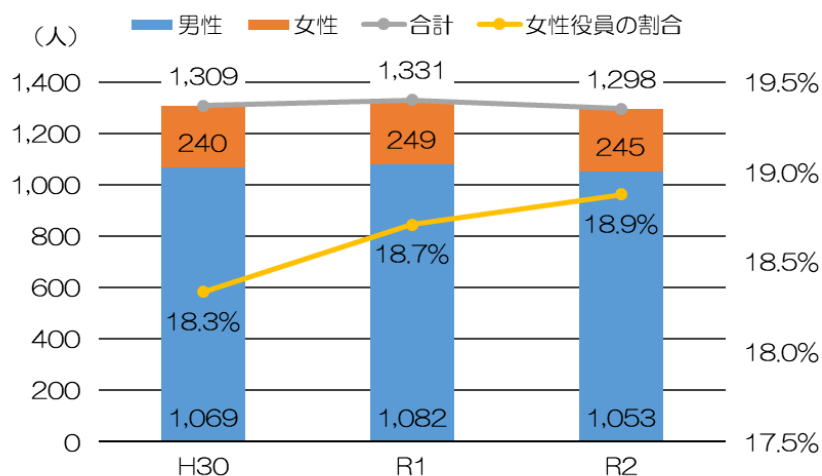
## 《基本課題4》 地域社会における男女共同参画の推進

誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要ですが、担い手の確保や高齢化が課題となっています。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要です。

自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体における女性リーダーを増やすよう取り組む必要があります。

特に、防災の取組みを進めるに当たっては、生物学的な男女の違いだけではなく、社会的につくられてきた性差により異なる影響が生まれる可能性が高いことに配慮する必要があります。家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中したり、男女で差がある雇用環境に起因する不安定な生活やアルコール依存症などの社会的孤立の増大、不安やストレスによるDVなどの暴力の増加・深刻化などの課題を解決するため、備蓄品の整備や避難所運営に配慮することはもちろんのこと、被災後の生活を見据えた支援についても、男女共同参画の視点を持って事前の取組みを進める必要があります。

参考図表3-6 岩見沢市内の町会・自治会の役員に占める女性の割合（令和2年、市民連携室調べ）



### 施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動における男女共同参画を推進するとともに、その方針決定の場への女性の参画を促進します。

施策の内容	主な担当部
①地域活動への男女共同参画の促進 誰もがいきいきと暮らすことのできる地域社会を作るために、町会やPTA、ボランティアなどの活動への参画を促進します。	総務部
②地域社会への男女共同参画の重要性の啓発 誰もが地域の一員として町会やPTAなど地域活動に参画し、責任ある役割を担う重要性について理解を深めるよう啓発に努めます。	総務部

主な事業	①町会加入促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	②広報、ホームページによる啓発・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）
	各種男女共同参画講座の開催・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部市民連携室）

### 施策の方向2 防災分野における男女共同参画の推進

防災分野での男女の固定的な役割分担意識を見直し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。また、災害発生時の経験を活かし、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の構築に努めるとともに、防災意識のさらなる高揚を図ります。

施策の内容	主な担当部
①地域防災における男女共同参画の推進 防災対策に関する計画及びマニュアル等に男女共同参画の視点を取り入れ、防災・災害復興の現場において男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、共に参画できる防災体制の構築に努めます。	総務部
②防災に関する学習機会の提供 防災の分野において男女がともに活躍するための学習機会の充実に努めます。	総務部

主な事業	①地域防災計画及び各種マニュアルの検証と見直し・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	男女のニーズに配慮した避難所運営と備蓄品の充実・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	地域防災活動の活性化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・（総務部防災対策室）
	②地域における防災訓練や防災教育の実施と参加の促進・・・・（総務部防災対策室）

## 第3章

### 実践プランの推進体制

## 1. プランの推進

### ■市民・団体、事業者等との連携

男女共同参画社会の実現をめざし、プランに盛り込まれた施策等を総合的かつ計画的に進めていくため、市、市民・団体、事業者がそれぞれの責務を果たし、一体となって事業を展開することで、推進体制等の強化を図ります。

#### 市民・団体

- ◆ 積極的に講座や講演会に参加し、男女共同参画への理解を深めましょう
- ◆ 固定的な性別役割分担意識にとらわれず、職場・家庭・地域等の慣習や慣行を見直しましょう
- ◆ あらゆる場で男女がともに方針決定に参画できるように性別にかかわらずリーダーを育成しましょう
- ◆ 仕事と家庭生活の両立のため、各種サービスを上手に活用しましょう
- ◆ DVなどの暴力の当事者にならないように理解を深めましょう
- ◆ 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

#### 事業者

- ◆ 労働に関する法律について理解を深め、男女の均等な機会と待遇の確保に努めましょう
- ◆ 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用に努めましょう
- ◆ ワーク・ライフ・バランスや労働に関する法律、男女共同参画などについて、職場内での研修を充実させましょう
- ◆ セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止対策に取り組みましょう
- ◆ 育児や介護をする労働者が働き続けやすい職場環境の整備に努めましょう
- ◆ 性の尊重や性の多様性について理解を深めましょう

#### 市

- ◆ 誰もが男女共同参画について理解を深められるよう、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、積極的な広報・啓発活動の展開と各種講座、講演会を開催し学習機会の充実に努めます
- ◆ 女性リーダーや管理職を育成し、女性の積極的な登用が図られるよう、団体や事業者を支援します
- ◆ プランの推進には事業者が担う役割が大きいことから、事業者に対する情報提供等により事業者との連携に努めます
- ◆ DVなどの暴力の当事者にならないように啓発に努めるほか、被害者への相談支援を行います
- ◆ 性の尊重や性の多様性について理解を深めるための学習機会の充実に努めます

### ■いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議

市民意識の醸成を図るため、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と連携し、広報啓発活動の充実に取り組みます。

### ■岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会

市民や学識経験者、関係団体の代表などで構成している岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会において、各種施策について総合的な観点に立った意見をいただき推進します。

### ■国・北海道との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、国や北海道、関係機関と連携・協力しながら、プランを推進します。

### ■庁内における推進体制

男女共同参画の施策の推進は、全庁的な取り組みであることから、市の関係部署との総合的な調整を行い、効果的な推進に努めます。

### ■推進管理

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、プランの進行管理を行い、進捗状況を市民に公表します。

また、「施策の内容」については5年間で見直しを行います。なお、計画期間中においても国・道の動向や社会情勢の変化、プランの進捗状況により見直しが必要なときは、その状況に応じて見直しを行います。



## 資料編

### 【参考資料】

岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿  
第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定の経過  
男女共同参画年表

### 【関係法令】

男女共同参画社会基本法  
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律  
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会名簿

(任期：令和元年7月23日～令和4年7月22日)

令和3年 月 日現在

役職	氏名	所属団体等
委員長	東海林 公子	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議代表
副委員長	中 囿 桐 代	北海学園大学経済学部教授
委員	五十嵐 一 朗	岩見沢商工会議所副会頭
委員	石 尾 秀 逸	岩見沢人権擁護委員協議会岩見沢地区委員会委員
委員	梅 田 絹 子	岩見沢市民生委員児童委員協議会会長
委員	高 岡 い づ み	いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議副代表
委員	田 村 秀 樹	岩見沢ななほし法律事務所弁護士
委員	千 葉 修	岩見沢市町会連合会会長
委員	日 比 生 究	岩見沢市校長会会長
委員	藤 田 淳 子	公募
委員	松 林 さ な え	いわみざわ農業協同組合女性部副部長
委員	松 本 友 理	空知信用金庫総務人事部 (任期：令和元年11月18日～)
委員	三 宅 智 子	空知信用金庫総務人事部副調査役 (任期：令和元年7月23日～11月17日)
委員	村 上 勝 則	岩見沢市社会福祉協議会会長
委員	山 下 美 由 希	公募
委員	吉 岡 亜 希 子	北海道文教大学人間科学部准教授



### 第3次男女共同参画実践プラン策定の経過

年月日	事項
平成31年4月17日	男女共同参画に関する意識調査（～5月31日） 市民向け 2,000人 回収数 674人 回収率 33.7% 事業所向け 500事業所 回収数 202事業所 回収率 40.4%
令和元年7月23日	令和元年度第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・委嘱状交付 ・いわみざわ男女共同参画実践プランについて
令和元年10月2日	令和元年度第2回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・アンケート調査について ・第3次プラン体系図（案）について ・グループ討議（LGBTについて）
令和元年11月18日	令和元年度第3回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・グループ討議（DVについて）
令和2年1月21日	令和元年度第4回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・グループ討議（農業分野について）
令和2年2月18日	令和元年度第5回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・グループ討議（雇用分野について）
令和2年7月27日	令和2年度第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・グループ討議（啓発について）
令和2年12月22日	令和2年度第1回岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会 ・第3次プラン（案）について
令和3年1月	パブリックコメントの実施
令和3年3月	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定

## 男女共同参画年表

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
1969年 (昭和44年)			●北海道婦人問題研究懇話会設置	
1975年 (昭和50年)	●国際婦人年世界会議(於メキシコシティ)開催 ●「世界行動計画」を採択	●婦人問題企画推進本部設置 ●婦人問題担当室設置 ●婦人問題企画推進会議設置		
1976年 (昭和51年)	●「国連婦人の十年」スタート	●育児休業法施行(女子教員、看護婦、保母を対象) ●民法の一部を改正する法律成立(離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)		●国内行動計画策定		
1978年 (昭和53年)		●国内行動計画第1回報告書発表	●北海道婦人行動計画策定	
1979年 (昭和54年)	●女子差別撤廃条約採択			
1980年 (昭和55年)	●国連婦人の十年中間年世界会議(於コペンハーゲン)開催	●国内行動計画第2回報告書発表 ●女子差別撤廃条約への署名決定		
1981年 (昭和56年)	●女子差別撤廃条約発効	●民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分引上げ) ●国内行動計画後期重点目標発表	●北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称)	
1983年 (昭和58年)		●婦人問題審議会婦人労働部会「男女平等法審議」中間報告		●婦人問題を学ぶ会発足(5月)
1984年 (昭和59年)	●ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(於東京)開催		●北海道婦人行動計画後期推進方策策定	
1985年 (昭和60年)	●国連婦人の十年ナイロビ世界会議(於ナイロビ)開催 ●婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律成立(国籍の父母両系主義等) ●男女雇用機会均等法成立 ●労働基準法一部改正 ●女子差別撤廃条約批准	●北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議に改組	
1986年 (昭和61年)		●婦人問題企画推進有識者会議設置 ●男女雇用機会均等法施行 ●国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62年)		●西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定	●北海道女性の自立プラン策定	
1988年 (昭和63年)			●審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定	

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
1989年 (平成元年)	●1994年を国際家族年とすることを採択			
1990年 (平成2年)	●ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択	●西暦2000年に向けての新国内行動計画の見直し方針決定		
1991年 (平成3年)	●海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	●育児休業法成立 ●西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改定	●北海道立女性プラザ開設	●「婦人問題を学ぶ会」が「北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会」と改称(4月)
1992年 (平成4年)		●育児休業法施行 ●婦人問題担当大臣の任命		
1993年 (平成5年)		●中学校での家庭科の男女必修実施 ●パートタイム労働法施行		
1994年 (平成6年)	●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(於ジャカルタ)開催 ●国際人口開発会議(於カイロ)開催	●高等学校での家庭科の男女必修実施 ●男女共同参画室設置 ●男女共同参画審議会設置 ●男女共同参画推進本部設置		●北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会が『岩見沢の女性史』あかだもの里』発行 ●婦人青少年課から女性青少年課へ改組(4月)
1995年 (平成7年)	●第4回世界女性会議(於北京)開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	●育児休業法改正(介護休業制度の法制化)	●北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ●北海道男女共同参画推進本部の設置	
1996年 (平成8年)		●男女共同参画2000年プラン策定		
1997年 (平成9年)		●男女雇用機会均等法改正	●北海道男女共同参画プラン策定 ●北海道女性の自立プラン推進協議会が北海道男女共同参画プラン推進協議会に改称	●北海道女性の自立プラン岩見沢推進協議会が北海道男女共同参画プラン岩見沢推進協議会に改称(8月)
1998年 (平成10年)		●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申		
1999年 (平成11年)		●「男女共同参画社会基本法」施行		●女性情報誌「いわみざわの女性」を創刊(3月)
2000年 (平成12年)	●国連特別総会女性2000年会議(於ニューヨーク)開催	●「男女共同参画社会基本計画」制定		
2001年 (平成13年)		●内閣府男女共同参画局設置 ●配偶者暴力防止法施行 ●育児・介護休業法一部改正	●北海道男女平等参画推進条例施行	
2002年 (平成14年)			●北海道男女平等参画基本計画策定 ●審議会等への女性委員の登用目標率を30%に改定	●「岩見沢市男女共同参画計画」策定(9月)
2003年 (平成15年)		●次世代育成支援対策推進法成立		●女性情報誌「いわみざわの女性」が、いわみざわ男女共同参画マガジン「ア・ライク」と改称、創刊(3月) ●教育部局から市長部局へ所管が移行し、企画

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
				政策室に男女共同参画担当主幹を配置(4月) ●北海道男女共同参画プラン岩見沢推進協議会が男女共同参画いわみざわに改称(4月) ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」会員募集(8月)
2004年 (平成16年)		●配偶者暴力防止法改正(12月施行)		●企画政策室から住民自治対策室へ改組(4月) ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」設立(7月)
2005年 (平成17年)	●第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)開催	●改正育児・介護休業法施行 ●「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ●女性の再チャレンジ支援プラン決定		●住民自治対策室から住民自治・男女共同参画推進室へ改組(4月) ●「いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議」意見集約(7月)
2006年 (平成18年)		●男女雇用機会均等法改正 ●女性の再チャレンジ支援プラン改定	●北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定	●岩見沢市男女共同参画実践プラン策定庁内検討会設置(8月)
2007年 (平成19年)		●改正男女雇用機会均等法施行(4月) ●パートタイム労働法改正 ●配偶者暴力防止法改正 ●ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		●「いわみざわ男女共同参画実践プラン」策定(3月) ●住民自治・男女共同参画推進室から企画室へ改組(4月)
2008年 (平成20年)		●改正パートタイム労働法施行 ●改正配偶者暴力防止法施行 ●次世代育成支援対策推進法改正	●第2次北海道男女平等参画基本計画策定	●「女性のためのステップアップ講座」開始
2009年 (平成21年)		●改正次世代育成支援対策推進法施行 ●育児・介護休業法改正	●第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定	
2010年 (平成22年)	●国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)(於ニューヨーク)開催	●改正・育児介護休業法施行 ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の新合意」 ●男女共同参画基本計画(第3次)策定		
2011年 (平成23年)	●ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関(UN Women)発足			
2012年 (平成24年)	●第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	●『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』策定		●第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定

年	国際社会の動き	国内の動き	道内の動き	岩見沢市内
2013年 (平成25年)		●配偶者暴力防止法改正		●企画財政部企画室から総務部市民連携室へ所管が移行(4月)
2014年 (平成26年)	●第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	●次世代育成支援対策推進法改正 ●パートタイム労働法改正	●第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画策定	
2015年 (平成27年)	●国連婦人の地位委員会(「北京+20」記念会合)(於ニューヨーク)開催	●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律成立・一部施行 ●男女共同参画基本計画(第4次)策定		
2016年 (平成28年)		●男女雇用機会均等法改正 ●育児・介護休業法改正 ●「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行	●北海道女性活躍推進計画策定	
2017年 (平成29年)		●改正男女雇用機会均等法施行 ●改正育児・介護休業法施行		●「女性のためのステップアップ講座」の対象を男性にも拡大し改称
2018年 (平成30年)		●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律策定	●第3次北海道男女平等参画計画策定	
2019年 (令和元年)		●女性活躍推進法改正 ●配偶者暴力防止法改正		●男女共同参画に関する意識調査実施 ●岩見沢市男女共同参画実践プラン推進委員会設置 ●第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定着手
2020年 (令和2年)		●改正女性活躍推進法一部施行 ●改正配偶者暴力防止法施行 ●男女共同参画基本計画(第5次)策定		
2021年 (令和3年)				●第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定

# 男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

最終改正 平成十一年法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的

及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかん

がみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴い

て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名



された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その

他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定められたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正 令和元年法律第二四号

## 第一章 総則（第一条—第四条）

## 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

### 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

### 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

## 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

## 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

## 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他

の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### （基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定

する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で

定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働

者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員

の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。  
(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定

による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏ら

した者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。  
(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月



一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 令和元年六月二六日法律第四六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護

を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関

する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し

害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得な

い場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日

以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該

警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者

暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命

令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の

管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補助

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

#### 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措



置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）  
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正

前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）  
抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）  
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定  
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）  
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定  
公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定  
令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の正規定  
令和五年四月一日